

流山市農業委員会
平成28年第2回
総会議事録

平成28年3月1日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成28年第2回総会議事録

1 期 日 平成28年3月1日(火)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子

5 出席委員(15名)

1 番 小田桐 仙	2 番 吉田 達弘
3 番 岡田 長政	5 番 増田 正美
6 番 石井 博	7 番 秋元 正
8 番 山崎 日出男	9 番 中村 彰男
10 番 小嶋 悦子	11 番 小倉 節子
12 番 豊島 啓行	13 番 大作 榮
14 番 小林 常男	15 番 水代 啓司
16 番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

4 番 酒巻 孝美

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 福留 克志
事 務 局 次 長 山崎 哲男
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用).....	3
(3) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	6
(4) 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について.....	12
(5) 報告第3号 平成27年賃借料水準について.....	14
(6) 報告第4号 専決処理の報告について.....	15

開会 午前9時00分

高市議長 皆様、おはようございます。

今回は、時間変更がございまして、早朝よりご苦労さまでございます。

3月に入りましたが、2月中は気候が寒かったり暑かったりして、インフルエンザが流行ったようでございます。皆様も十分にお気を付けいただきまして、農業委員会にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から平成28年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、酒巻委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。10番小嶋委員、11番小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」までの4議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第3号「平成27年賃借料水準について」と、報告第4号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第5号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

はじめに、議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

議案1番の権利者ですが、共有の方で、柏市十余二等にお住いの方です。職業は兼業農家です。議案2番の権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑1筆で、面積は1,348平方メートルです。

次に、申請事由ですが、整形な土地や公道への接道確保といった耕作利便を図るため、お互いの農地を交換するものです。

議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照いただきたいと存じます

今月の3条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当副委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 今月は、小委員会開催日に大作委員長が欠席のため、副委員長の私、小倉より御報告させていただきます。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件ありますが、交換のため一括してご説明させていただきます。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに申請地につきましては、東武線江戸川台駅の東約1.9キロメートルに位置している畑1筆で、面積はそれぞれ1,348平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、1番権利者については、現状では進入路が無いため、また、2番権利者については、1番権利者に協力するとともに、土地が整形となり使いやすくなることから、交換するものです。

申請地の畑は、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、1番権利者の耕作面積は約1.5ヘクタール、農業従事者は4名で、2番権利者の耕作面積は約0.3ヘクタール、農業従事者は2名です。双方とも今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第6号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

最初に、申請者につきましては、流山市名都借にお住いの方です。議案書は、中間の欄の「申請人」の欄になります。

申請地がありました土地は、流山市名都借の畑1筆で、面積は613平方メートルです。議案書は、「所在」、「地番」、「地目」、「面積」の欄になります。

議案案内図につきましては、2ページと3ページでございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

転用目的につきましては、近隣事業所の要望により、貸駐車場を整備するものでございます。

今月の4条許可申請は、以上の1件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当副委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、転用目的は貸駐車場を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市名都借にお住まいの方で、年齢は84歳の方です。

申請理由については、近隣で営業している企業から従業員用駐車場を探しているという要請を受け、それに協力するため申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1.3キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石敷きにより駐車場とする計画です。土砂等の流出対策については、隣地との境界付近にコンクリート柵板を整備し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とするとのことでした。

次に、資金計画ですが、整備費が約90万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請地敷地内に防火水槽が既設で設置されておりますが、こちらについては市消防署が設置したもので、許可の対象外となる要件のある施設となります。

また、道路際の部分について、砕石が流れ出ないか確認したところ、出ないような計画としてはいるものの、もし流出するようなことがあれば入り口部分をアスファルト舗装とするなど、適切な対応を行うとのことでした。

また、小学校近くのため交通安全対策について伺ったところ、主に正規社員の駐車場として考えているため、通学時間に重なることはほぼ無いはずだが、もし重なった場合は細心の注意を払うとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) 借り手の法人は地図に載っていないようですが、拠点はどの辺にあるのでしょうか。

小倉副委員長 載っています。ちょうど地番の文字に重なってしまっていて見えにくいですが、申請地の東ですぐ近くです。

9番(中村委員) 担当委員の方は現地見ているからわかると思いますが、地図だけ

だとわかりません。近いといってもいろいろあって、歩いて10分とかあると思うのですが、どの程度でしょうか。

田村次長補佐 230メートル弱ですので、歩いて3分程度です。

9番(中村委員) 図面上に消防設備はありますが、これは为什么呢。

山崎次長 これは防火水槽の敷地です。これは既存の物です。

9番(中村委員) その上の建物はなんなのでしょうか。防火水槽には必要ないと思いますが。

山崎次長 中身までは確認しておりませんでした。

9番(中村委員) 613平方メートルで90万という相当安いと思いますが、路盤は砕石で、区画線はどのように引く予定ですか。

山崎次長 区画線はトラロープです。先ほどの副委員長からの報告にもありましたが、とりあえずは砕石で計画しておりますが、道路の方に砕石が出ようであれば、コンクリートで砕石が出ないように対応するということです。

9番(中村委員) 周辺はどのようにするのでしょうか。

山崎次長 周辺は板で区画する計画です。

9番(中村委員) 図面上、そういった内容はどこに設置される予定でしょうか。あともう一点、業者から見積もりが上がっていると思いますが、どうしてこれだけ安いのでしょうか。

中里主事 まず、図面の方を説明させていただきます。

少々文字が小さいですが、下のところに概要が記載されておりまして、赤い実線の部分が隣地との境界でございまして、この部分にコンクリートの板を設置する計画でございまして、点線がトラロープの区画でございまして、各区画の中にあるのが単管パイプによる車止めになります。

こちらの板でございまして、工事業者のところでは在庫が余っているとのことですので、この処分を兼ねて安価に施工できるというお話で伺っております。

9番(中村委員) 入口も砂利なんですか。

山崎次長 入口も基本的には砕石なのですが、砕石が流れるということであれば、その部分だけは舗装として対応しますということです。

9番(中村委員) まだ決定ではないということですね。

山崎次長 とりあえずは砕石の予定です。

9番(中村委員) 業者はどこの業者ですか。

田村次長補佐 市内業者です。

9番(中村委員) 今日の会議の結果として、入口はアスファルトにするということで、ただし書きで書いておいていただいた方がいいと思います。口頭だと従わない可能性もありますので。

福留局長 指導しておきます。

5番(増田委員) 先ほど、通学時間と通勤時間がずれるから問題ないと言っていたのですが、私の知る限りは合うはずですが、今回の入口のところは中学校のメインの通

学路なので、その辺のところも、再度しっかり注意してもらいたと思います。

高市議長 指導しておいてください。

福留局長 はい、わかりました。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第7号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

最初に、申請者につきましては、松戸市幸田にお住いの方です。議案書は、中間の欄の「譲渡人」、「譲受人」の欄になります。

移転の原因につきましては売買です。

申請地がありました土地は、流山市野々下2丁目の畑1筆で、面積は857平方メートルです。議案書は、「所在」、「地番」、「地目」、「面積」の欄になります。

議案案内図につきましては、4ページと5ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

転用目的につきましては、現在、申請人は、石材業を営んでおりますが、石材置場がなく、また、作業用車両の駐車場用地が不足しているため、今回、申請がなされたものでございます。

今月の5条許可申請は、以上の1件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当副委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議

いたしました。

まず、移転の原因は売買でございまして、転用目的は駐車場及び資材置場を建設しようとするものでございます。

権利者は、松戸市幸田にお住まいの方で、年齢は73歳です。

墓石業を営んでおり、ここ3年間の年商は2,500から3,000万円前後で推移しているということです。

申請理由については、既存の資材置場が手狭で住宅地内にあり、新たな資材置場を市街化調整区域に整備したいことから申請がなされたものです。主な用途としては、購入した石材を申請地に一時置きし、注文があったら申請地から現場に運ぶような形で使いたいとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線豊四季駅の南約1.3キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、砕石敷きにより資材置場及び駐車場とする計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートパネルにより区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

また、防犯対策については、チェーンポールにより出入りできないようにするとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約910万円、整備費が約200万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。また、申請地については流山東部土地改良区域であることから、当該改良区からの意見書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところであります。

また、学校などが近いため、交通安全対策について伺ったところ、学校前の道は通らず、迂回して利用する予定であるとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた

します。

5番(増田委員) 写真で見ると、河川の方に向かってかなりの勾配があるみたいですが、これは平らにして使うのでしょうか。

小倉副委員長 整地するということです。

5番(増田委員) 河川の方が高くなるんですね。影響はないのでしょうか。

山崎次長 その流出をコンパネで土止めをするということです。

5番(増田委員) 止められますか。

9番(中村委員) コンパネは材質が木じゃないですか。木ということは、数年で腐りが生じて水路に流出は避けられないんじゃないですか。現状であれば、草が生えて固まっていますが、その後の対策はどうするのでしょうか。

山崎次長 高さは道路に合わせるということです。

5番(増田委員) じゃあ削るんですか。

1番(小田桐委員) 片側を削って均します。

9番(中村委員) この土砂は産廃でとんでもないものが入っているんですよ。杭は打ってあるけど、高低差も1メートルくらいあるんじゃないですか。

13番(大作委員) 水路に沿って赤道なり青道なりあるんじゃないですか。

小倉副委員長 低いところもあるんです。

山崎次長 境界は木柵のところですよ。

9番(中村委員) この土地の高さはとてもフラットには見えないのですが。

山崎次長 確かに、現況は高低差があります。

9番(中村委員) フラットにするには削らなくちゃいけないじゃないですか。たぶんここを埋めた当時なんてとんでもない産廃を埋めていた時代なので、それを出すというのは大変な費用がかかるはずですよ。そうした場合の問題点は、こうした1メートルの高低差を形成している土砂が流出して水路敷きに流れ込まないかということです。じゃあその土止めはというと、説明ではコンパネということでした。だとすると数年で腐ってしまうし、その後どうなるんですかという心配があります。

小倉副委員長 法面を付けてコンパネということです。

9番(中村委員) 一時的にやっても、それで許可相当出して、将来的に問題があつて、じゃあどこで許可を出したんですかという話になるじゃないですか。そのとき農業委員会で許可出したという、その責任の所在は問われないようにした方がよろしいのではないのでしょうか。

山崎次長 今の申請はコンパネではなくコンクリートパネルです。

小倉副委員長 周辺はコンクリートパネルで、水路の方は1メートルくらい間が空いているのですが、そこのところは法面でやるということでした。小委員会でもいろいろ質問はしたんですけど、それでやりますということでした。

7番(秋元委員) 土は取らないのでしょうか。

小倉副委員長 現地は少し凸凹しているんです。なので、フラットにするため、ある程度整地はするということでした。

9番(中村委員) 道路から見て宅地が高いので、10メートルくらいはスロープで持っていくような形かなと考えているのですが、現地を見ていないので断言はできませんが、感覚としてそのように思います。その辺はどうなのでしょう。

小倉副委員長 この計画で作れるかと思って許可相当としたのですが。

1番(小田桐委員) 説明では、10メートルの勾配を付けるということはありませんでした。フラットでやると。ただ、見た感じそういうイメージは持つんですけど、向こうの説明としてはそういう感じでした。

15番(水代委員) コンクリートパネルっていうのは、木なんですよ。コンクリート板というのであれば違うんですけど、コンパネっていうのはコンクリートパネルの略称ですから同じものなんです。

これが一点と、水路脇の敷地は国の物ですから、それを工事する云々というのは許可が無ければできないんですね。それを境界査定してここから農地側を工事するというのはいいんですけど、今法面になっているところは勝手にいじれないです。管轄は国交省で水路と同じ扱いになっているはずですので、そこは入口と同じようにいじってしまうわけにはいきませんので、所管のところの確認を取らないとまずいのではないかと思います。

あと、削るとなると、逆に奥側の砂利が置いてあるところと段差がつくことになると思いますが、そこはどうするのでしょうか。

小倉副委員長 その間にも埋まってしまっている水路があります。

15番(水代委員) その水路も官地なんですか。

小倉副委員長 土地改良区の関係で作られたものとのことです。

山崎次長 今副委員長から説明があったのは奥の水路のことだと思いますが、ここには東部土地改良区で作った水路があります。

15番(水代委員) 今言ったのはそこではなく、申請地南側の資材置場です。

山崎次長 そこは何もないただの境界です。

15番(水代委員) 土を削るのであれば、そこに段差が付いちゃうのではないですか。

山崎次長 そこが、説明の中ではコンクリートパネルでやりますということでした。

高市議長 コンクリートの板なのかパネルなのかははっきりしないといけないんじゃないですか。

田村次長補佐 この関係については、市の河川課が水路を管理しておりまして、今まで話が出た水路との境界の問題もありますので、境界部に土止めを施工して行うということで、河川課と今回の事業者とで協議して、そういった話になっております。

また、そういった工事とか、利用する際には水路占用とかそういった手続きを行うということで、河川課と協議されております。また、河川課以外にも、今回は道路管理課と、先ほどの4条で話が出たような碎石とか水とかの対策について、道路に流れ込まないように対策を講じるということで、協議がなされている状況です。

15番(水代委員) そういった指導の下でやっているならいいんじゃないですか。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

14番(小林委員) 現地は水路があって、青道があって、申請地の敷地となっていると思いますが、土止めは青道ではなくて、申請地の敷地内にやるという認識でよろしいでしょうか。

田村次長補佐 はい。

9番(中村委員) 先ほどの報告で、建物を建てちゃいけないという指導をしたとあったのですが、それはどの程度の規模のものでしょうか。コンテナで持ち運べるようなプレハブの小屋もあるじゃないですか。そういったものもダメなんでしょうか。

田村次長補佐 そういった構造物については、一切建てないということで、申請者からお話をいただいております。

9番(中村委員) それなりの面積もあることから、管理棟用地として置く可能性もあるのかなと思っているのですが。

1番(小田桐委員) そのことについては、小委員会でも話題にはなりましたが、建てられないと聞いているのではなくて、担当の宅地課と調整をしてもらっているので、結果は事務局の方に来ている通りだと思います。調整区域だと屋根があること自体で構造物になってしまうんです。

田村次長補佐 建てられないため建てないということです。

15番(水代委員) 調整区域でしょ。写真だと隣に建ってるじゃないですか。

小倉副委員長 本当は建てられないということです。

9番(中村委員) 今後、許可のとおり、図面通りの完了届が出てきますよね。その後、こういう場所ですから、プレハブの管理棟を建設してしまうことも考えられると思いますが、それは絶対にダメというものなんでしょうか。

高市議長 建てるのであれば、再申請してもらえばいいんです。

9番(中村委員) 建てるというよりは置くようなものですね。

山崎次長 今回はあくまでも資材置場ということで申請が上がっておりますので、建物とか、雨風しのげるような単管パイプで組んだ屋根のようなものとかものも含めて、今回の計画の中では省くという形でお話はしております。

9番(中村委員) 当然その時は誰でもそういう風に言うんですよ。

高市議長 出た申請に対して審議する場ですから、先の問題が出てくれば再申請等で調整してもらうしかないですよ。

15番(水代委員) 実際許可申請に対しての審査をするわけだから、今回はその範囲でいいんじゃないですか。本人が建てたいなら建築の許可を取るだろうし、建築自体のいい悪いは農業委員会とは関係ない問題だから。

9番(中村委員) 確かに関係ないという話は出ているまでも、建物建てられないという話をしながら、現に隣に建っているわけですよ。あれはどうなのかと。きちんと許可を取って建てているのか微妙なところかと思えます。

高市議長 農業委員会に出された問題に関して、農業委員会として許可するかしな

いかを審議していただきたいです。

1番(小田桐委員) 今、中村委員が仰ったのは、横の連携を活かしてこういう意見が農業委員会から出たよと、今後対応する課については、注意してくださいよという連携をちゃんと図ってくださいよということです。

15番(水代委員) それってここで許可出した段階で、そういう別の申請が出るまでは効力があるわけですよ。建てないですよっていう言質はそこまでは生きてくるのではないのでしょうか。資材置場を作ってから、建てたいとなった場合は、計画変更の申請を出す覚悟でやってきているとは思いますが。無許可でやれば違反になるということもありますので。

高市議長 調整区域ですからね。

9番(中村委員) それで違法な建物が建った場合に窓口はどちらなんですかってなるじゃないですか。数年後とかに近隣の方から苦情が来たとして、調整の農地に建物が建っていたら。

高市議長 それは建ってからの話ですので、今現在審議していただくのは、この資材置場に対する許可の問題なんです。それを認識していただきたい。

福留局長 農地転用の問題につきましては、今までも恒久転用ということで、農業委員会の手から離れたものについては、違法建築ですとか、そういうような元々の目的でなかったような形になっているところも散見されると思いますし、皆様方も問題意識としてお持ちになっているのではないかと思います。

今日の案件につきましては、会長の言われるように、ここの範囲の中で是非を決めていただくわけでございますけど、今後、そういうような案件も、今まで皆様方に許可していただいた案件につきましても、その後、違法の建築物的なものですとか、そういうものが建てられている物件もございますので、農業委員会としてどこまでやれるのか、話し合いは、いい街を作るためには、していく必要はあると思いますので、今後、総会の方ではなく、違う場で研究を皆様方とさせていただいて、必要があれば、関係部署の方と事務局の方で協議をさせていただくということにさせていただければと思います。

9番(中村委員) よろしくお願いします。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第8号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

今月は新規に関するものが3件、更新に関するものが5件であります。

最初に、議案1番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市前ヶ崎にあります畑1筆、面積は950平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規によるもので、本年3月から平成38年3月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は兼業農家です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆、合計面積は2,042平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規によるもので、本年3月から平成31年3月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案3番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては使用貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規によるもので、本年3月から平成31年3月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の4番の権利者は、議案の1番と同じ方です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市前ヶ崎にあります畑1筆、面積は1,080平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によるもので、本年3月から平成38年3月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案の5番と6番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字木にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田2筆、合計面積は2,042平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によるもので、本年3月から平成31年3月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、9

ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

議案の7番と8番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明いたします。権利者は、流山市大字東深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田4筆、合計面積は3,919平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新によるもので、本年3月から平成31年3月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画は、以上の8件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当副委員長から審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が5件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は35歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、作付がなされておりました。

次に、2番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は兼農で年齢は60歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は87歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は200日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

4番ですが本件については、相手を変更して10年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者は1番と同じ方です。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、5番ですが、6番と同一の権利者のため、一括でご報告させていただきます。本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は51歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は250日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

次に、7番ですが、8番と同一の権利者のため、一括でご報告させていただきます。本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は61歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は100日であります。次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

13番(大作委員) 全体的には問題ないかと思いますが、5番と6番の権利者の方についてはお煎餅の加工をやられている方だったかと思います。そこで、今回の申請地で作付するのはうるち米なのかもち米を作るのか、聞いていますか。

山崎次長 特に、どちらを作るかは聞いておりません。

13番(大作委員) お煎餅屋さんなのでもち米かなと個人的には思っております。流山の名産となるように、今後も頑張っていたきたいと思っております。

小倉副委員長 この方はうるちでもお煎餅作っております。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第3号「平成27年賃借料水準について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第3号

平成27年賃借料水準について

平成27年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を、次のとおり報告する。

平成28年3月1日報告

農地の賃借料につきましては、農地法の改正に伴い、標準小作料制度が廃止さ

れたところですが、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをを行っている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、合せて農家の皆さまに、賃借料水準として、情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました平成27年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、平成27年1月から12月までの1年間のデータで、田が74件、畑が31件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや農家向けの回覧のなかで、お知らせをしていきたいと考えております。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合の参考に、目安としてご覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しまして、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくよう、お願いしています。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、一つの目安として参考にされますよう、ご指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。

ご説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第4号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第4号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月1日報告

最初に、今月のご報告は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のみで、農地法第4条に基づく届出はございません。

今月の農地法第5条届出のご報告は、マンションの区分所有を除きますと20件、マンションの区分所有を含めると、全体で35件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたし

ました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が33件、使用貸借が2件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が35件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上、35件、396筆、298,423.52平方メートルで、地目別の内訳では、田が349筆、283,326平方メートル、畑が47筆、15,097.52平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成28年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成28年3月1日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員小嶋 悦子.....

流山市農業委員会委員小倉 節子.....